

白岡市避難所開設訓練等業務委託公募型プロポーザル募集要項

白岡市避難所開設訓練等業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集する。

記

- 1 件名：白岡市避難所開設訓練等業務委託
- 2 業務内容：別紙「白岡市避難所開設訓練等業務委託仕様書」のとおり
- 3 履行期限：契約日から令和9年2月26日（金）まで
- 4 提案上限額：1, 980, 000円（消費税及び地方消費税を含む）
※プレゼンテーションの内容に関わらず、これを超えた者は失格とする。

5 参加資格

提案書提出者に要求される資格は次に掲げるとおりとする。なお、契約締結までに次の条件を満たさなくなったときは、失格とする。

- (1) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、他の地方公共団体に係る業務で、本プロポーザルの類似事業に関する業務実績を有していること。

- (2) 法人等又はその役員等が次に掲げる事項に該当する場合は、参加できない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っている者

ウ 租税公課を滞納している者

エ 破産開始の決定を受け、復権を得ていない者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）

カ その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者
- ク 拘禁以上の刑に処せられ、その執行が終了していない者

6 募集要項等に関する質問の受付

- (1) 受付期間：令和8年7月1日（水）から令和8年7月10日（金）まで
- (2) 受付方法：質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールで提出すること。
- (3) 電子メールの件名：白岡市避難所開設訓練等業務委託のプロポーザルに係る質問
- (4) 電子メールのアドレス：anshinanzen@city.shiraoka.lg.jp
- (5) 回答の公表：令和8年7月15日（水）午後3時までに、当市ホームページ上で回答を公開する。

7 現場説明会

参加申込に係る現場説明会は実施しない。

ただし、特定の機器等について現地調査が必要な場合は、可能な範囲で応じる。現地調査を希望する場合は、令和8年7月15日（水）までに安心安全課に電話又はメールにて、日程調整を行うものとする。

8 申請書類等の提出期限、提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年7月31日（金）

- (2) 提出書類

- ア 規定様式「参加申込書（様式第2号）」
- イ 任意様式「企画提案書」
- ウ 任意様式「避難所開設手順書・開設キット概要書」
- エ 規定様式「見積書（様式第3号）」
- オ 規定様式「事業実績調書（様式第4号）」
- カ 実績を証明できる契約書の写し 契約ごとに1部

※企画提案書は、50ページ以内とし、ページ下段にページ番号を付与した上でまとめること。

※文字の大きさは、11ポイント以上とする。

※契約書の写しは、（ア）件名、契約期間、契約金額（総額）が明記されているページ、（イ）責任者と契約相手方の地方自治体名が明記され、押印されているページのみを提出するものとする。

※電子契約にて契約を締結している場合は、それを証明できるもの（合意締結証明書等）を添付すること。

※審査の都合上、別途、追加書類や電子データの提出を求める場合がある。

- (3) 提出方法

上記（２）のデータを、安心安全課にメールまたは電子媒体（ＣＤ－Ｒなど）で提出すること。

※電子媒体（ＣＤ－Ｒなど）を持参する場合は、土日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 注意事項

ア 提出された電子媒体は、選定・不選定に関わらず返却しないものとする。

イ 選定された企画提案書等の著作権は、市に帰属するものとする。

ウ 企画提案書等の提出は、１参加事業者につき１件とする。

エ 企画提案書等提出後の資料追加及び修正については、市から指示があった場合を除き認めないものとする。

オ 企画提案書等は、優先交渉権者の選定のためにのみ使用するものとする。なお、必要な範囲内において複写する。

9 審査の方法

審査は、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションの優秀性に基づき評価するものとする。

(1) プレゼンテーション概要

ア 日 時：令和８年８月１９日（水）午後２時３０分から

イ 受 付：白岡市役所仮庁舎 安心安全課

ウ 会 場：白岡市役所仮庁舎 多目的室１，２

エ 控え室：白岡市役所仮庁舎 相談室２，３

オ 方 法：プレゼンテーション及びヒアリングによる提案説明

カ 時 間：＜準備＞５分程度

＜発表＞１５分以内

＜質疑応答＞１０分以内

キ 参加者：３名以内とする。

(2) 評価基準 別紙「プレゼンテーション審査 評価基準」に基づき評価する。

(3) 留意事項

ア 市でプロジェクター、スクリーン、マイクアンプを用意する。

イ プロジェクターを使用する場合は、提案者がパソコンを用意する。

※プロジェクターに接続できるコネクタは、ＨＤＭＩケーブルのみである。ケーブルについては、市で用意する。

ウ 開始時間の２０分前より安心安全課窓口で受付を行う。受付後、控え室にて待機すること。

エ 記録のため、当日のプレゼンテーションは、ボイスレコーダーで録音するものとする。

る。

オ 理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、本業務に応じる意思が無いものとみなし、失格とする。

10 優先交渉権者等の決定

(1) 優先交渉権者等の決定方法

ア プレゼンテーション審査において、評価点における審査委員全員の平均値が高い順に優先交渉権者、次点交渉権者とする。

イ アが同点であった場合は、見積額の総額が安価な事業者を優先交渉権者とする。

ウ アの平均値（最終的な評価点）が、60点以上であることを条件とする。

(2) 採否結果の発送

ア 提案者の採否を決定後、参加申込書記載の担当者宛てに採否結果を郵送するものとする。郵送予定日は、プレゼンテーションの日から概ね7日以内とする。

イ 決定時点において、優先交渉権者が「5 参加資格」の要件を満たしていないことが判明した場合は、同項の規定に該当しない者で、評価順位が次順位の次点交渉権者と協議を行う。

(3) 優先交渉権者との契約締結

市と優先交渉権者は、白岡市避難所開設訓練等業務委託の仕様について協議し、その内容を決定する。その後、随意契約により契約を締結する。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び提案書を無効とし、提案者を失格とする。

(3) 提出期限後における参加申込書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。

(4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的以外では使用しない。ただし、白岡市情報公開条例に基づき公開することができるものとする。

(5) 参加申込後、当プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

(6) 当プロポーザルの申込が1者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でないと認められる場合には、事業予定者に選定しないことがある。

(7) 企画提案者は、本業務を行う事業者選定に係る審査結果に異議を申し立てることができない。

(8) 市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

12 スケジュール

募集要項等の配布期間	令和８年７月１日（水）～令和８年７月１５日（水）
質問事項等の受付期間	令和８年７月１日（水）～令和８年７月１０日（金）
質問事項等の回答	令和８年７月１５日（水）
提案書類等の提出期限	令和８年７月３１日（金）
プレゼンテーション実施日	令和８年８月１９日（水）
企画提案書の結果通知	令和８年８月下旬
契約締結予定日	令和８年９月中旬

13 事務局（問合せ先）

安心安全課・防災担当 担当者（齋藤・根岸・上戸鎖）

住所：埼玉県白岡市千駄野４３２番地

電話：０４８０－９２－１１１１（内線３２１２）

メール：anshinanzen@city.shiraoka.lg.jp